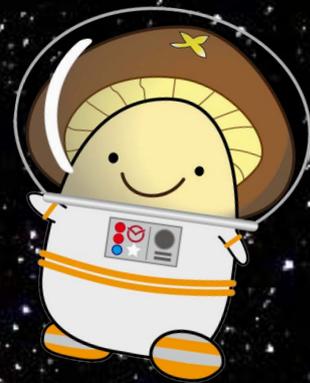


# きれいな星空 みんなで守ろう!



日野町全域が「**星空保全地域**」に指定されました

「鳥取県星空保全条例」に基づき、令和3年2月24日、**日野町全域が「星空保全地域」に指定**されました。これは、空気が澄み、夜間の明かりが少ない、県内でも特に美しい星空が観察できる日野町の星空環境を守るために指定されたものです。

## 日野町はこんなに星が見えやすい!

日野町の夜空はどのくらい「暗い」かご存じですか? スカイメーターという機器で、町内数か所の夜空の暗さを測ったところ、ほとんどの地点で天の川が100%の確率で見える「21等級」を超えることがわかりました。

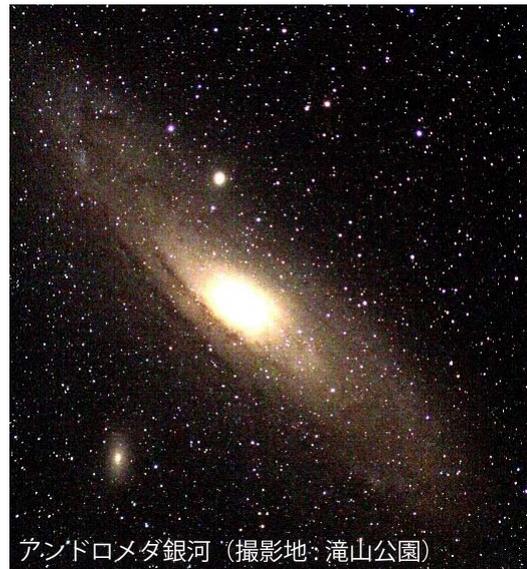
「巣ごもり」に疲れたら、近くの星空を見上げてみませんか?

調査地点	等級
根雨まちなか(おしどり荘前)	21.1
金持神社駐車場	21.0
明地峠展望台	21.3
滝山公園駐車場	21.1
上菅(国道181号沿い)	21.1
黒坂まちなか(黒坂小グラウンド)	20.8
鶉の池公園	21.1
リバーサイドひの	21.2

※令和2年5月、11月調査  
※等級の数値が高いほど空が暗く、星が見えやすい。

### 〈参考〉

ハワイ島・マウナケア山頂の夜空: 22  
天の川が100%の確率で見える: 21  
都心の夜空: 16



アンドロメダ銀河(撮影地: 滝山公園)



プレアデス星団【すばる】(撮影地: 根雨)

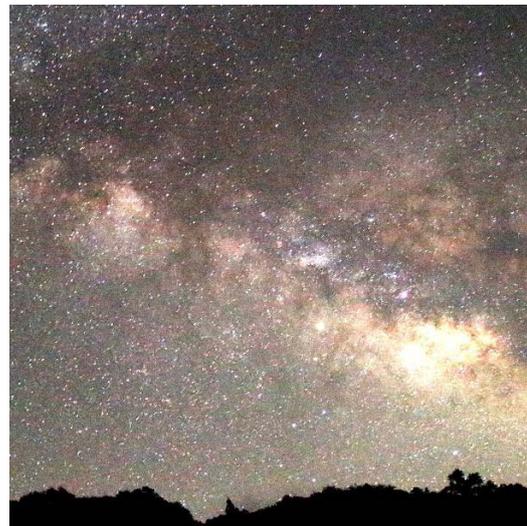
## 星空活用の取組を支援します

鳥取県では、星空を活用したイベントなど(星空観察会、星空写真展、星空コンサートなど)、地域振興につながる取組を補助します(補助率10/10、補助限度額50万円)。詳しくは鳥取県生活環境部 環境立県推進課 星空環境推進室(電話0857-26-7206)までお問合せください。

## 屋外照明設置等に規制があります

星空環境保全のため、屋外照明の設置・照射方法について一定の規制があります(個人住宅の屋外照明を除く)。※詳しくは裏面をご覧ください。

問合せ: 日野町産業振興課(電話0859-72-2101)



天の川(撮影地: 滝山公園)

# ☆星空保全照明基準を設定

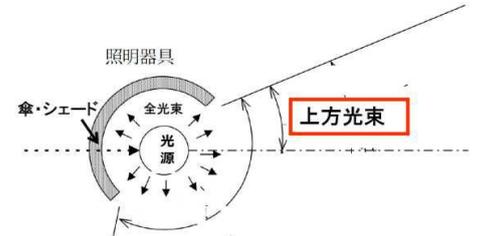
日野町内の星空環境を保全するため、屋外照明に関する基準を設けています。

※個人の住宅の屋外照明は規制されません。

## 1 屋外照明器具

○照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。

○上方に漏れる光が少ない型（上方光束比5%以下）の照明器具を使用する、又は傘などで上方に光が漏れないようにして使用すること。



**上方光束比（じょうほうこうそくひ）**  
照明器具の光源から全方向に出る光束（光量）のうち、水平より上方に向かう光束（上束）の比率

## 2 建築物等を照らす照明器具

○上から下向きに、建築物等のみを照らすこと。

○上方に光が漏れないよう、器具の上部に傘などを設置すること。

## 3 広告物照明

○広告物を外から照らす場合：上から下向きに、広告物のみを照らすこと。

○広告物自体が発光する場合：上方に光が漏れないよう、上部に傘などを設置すること。

## 4 催しの演出のため使用する照明器具

○上方へ光が漏れないよう配慮すること。

○使用時間は午後10時まで。

ただし、1日を超えない期間の催物は午後10時以降も使用可。

○照らす対象物の表面の明るさは必要最低限とすること。



### Q1：今使っている照明器具が基準を満たさない場合、今後使用してはいけないのか？

A：現在使用中の照明器具はそのまま使用できます。新たに設置又は改修を行う場合に照明基準に適合したものにしてください必要があります。

### Q2：イルミネーション用の照明（電球）は使えなくなるのか？

A：イルミネーション用照明は規制されませんので、使用できます。（提灯やぼんぼり等も同様）

### Q3：基準に違反した場合はどうなるのか？

A：設置又は使用者に対し、県で指導を行います。改善されない場合は、一定の手続きを経て勧告命令を行い、それでも改善されない場合は5万円以下の過料に処されます。

### <照明器具改修の支援制度をご活用ください>

県では、照明基準を満たすために照明器具を改修する費用を支援しています。

屋外照明器具の改修補助：補助率1/2、補助限度額：1基当たり13万円

問合せ先（鳥取県環境立県推進課 星空環境推進室 電話 0857-26-7206 FAX0857-26-8194）